四半期報告書

(平成21年度第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、四半期レビュー報告書並びに確認書を末尾に綴じ込んでおります。

==:	公耳
70	7375

第一部		企業情報	1
第1		企業の概況	1
	1	主要な経営指標等の推移	1
	2	事業の内容	2
	3	関係会社の状況	3
	4	従業員の状況	3
第2		事業の状況	4
	1	売上、仕入及び成約の状況	4
	2	事業等のリスク	4
	3	経営上の重要な契約等	4
	4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3		設備の状況	9
第4		提出会社の状況	10
	1	株式等の状況	10
		(1) 株式の総数等	10
		(2) 新株予約権等の状況	11
		(3) ライツプランの内容	32
		(4)発行済株式総数、資本金等の推移	32
		(5) 大株主の状況	32
		(6) 議決権の状況	33
	2	株価の推移	34
	3	役員の状況	34
第5		経理の状況	35
	1	四半期連結財務諸表	36
		(1) 四半期連結貸借対照表	36
		(2) 四半期連結損益計算書	38
		(3) 四半期連結包括損益計算書	39
		(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	40
	2	その他	71
第二部		提出会社の保証会社等の情報	72

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

頁

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 平成21年度第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

[会社名] 三菱商事株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 小島 順彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03) 3210-2121 (受付案内台)

【事務連絡者氏名】 コントローラーオフィス予・決算管理チーム 嶋津 吉裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03) 3210-2121 (受付案内台)

【事務連絡者氏名】 コントローラーオフィス予・決算管理チーム 嶋津 吉裕

【縦覧に供する場所】 中部支社

(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

関西支社

(大阪市北区梅田二丁目2番22号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成20年度
会計期間		自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
収益	百万円	1, 691, 009	1, 079, 580	6, 146, 406
売上総利益	"	336, 281	256, 896	1, 463, 152
継続事業税引前利益	"	181, 941	61, 941	388, 228
四半期(当期)純利益(三菱商事(㈱に帰属)	"	137, 185	67, 810	369, 936
売上高	"	6, 243, 889	3, 970, 615	22, 389, 104
株主資本	"	3, 080, 474	2, 708, 087	2, 383, 387
総資産額	"	12, 599, 024	10, 681, 511	10, 918, 003
1株当たり株主資本	円	1, 875. 60	1, 648. 29	1, 450. 72
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (三菱商事㈱に帰属)	"	83. 56	41. 27	225. 24
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(三菱商事㈱に帰属)	"	83. 31	41. 20	224. 75
株主資本比率	%	24. 5	25. 4	21.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26, 525	301, 459	550, 441
投資活動によるキャッシュ・フロー	"	△159, 602	7, 888	△691, 216
財務活動によるキャッシュ・フロー	"	255, 798	△494, 775	650, 546
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	"	887, 637	1, 040, 640	1, 215, 099
従業員数	人	61, 113	63, 662	60, 095

- (注) 1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。
 - 2. 売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。尚、売上高は当社及び連結子会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。
 - 3. 米国財務会計基準審議会基準書(以下「基準書」) 第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」の適用により、平成20年度第1四半期連結累計(会計)期間及び平成20年度の数値を組替再表示しております。
 - 4. 株主資本は、非支配持分を除く三菱商事㈱に帰属する資本の部の金額を表示しており、1 株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、プロジェクト開発、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社(連結子会社 384 社、持分法適用関連会社 199 社)により推進しております。

オペレーティング・セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社名は下記の通りです。

	取扱い商品又は サービスの内容	主要な連結子会社名	主要な特分法適用関連会社名
新産業金融 事 業	金融事業、物流サービス、 開発建設、リース事業、 航空機関連事業 他	三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ MCアビエーション・パートナーズ DIAMOND REALTY INVESTMENTS MC AVIATION FINANCIAL SERVICES(EUROPE)	三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱UFJリース
エネルギー 事 業	石油製品、炭素、 原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG
金属	鉄鋼製品、石炭、 鉄鉱石、 非鉄金属地金・原料、 非鉄金属製品 他	メタルワン ジェコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	重電機、鉄道、 エレベーター、プラント、 船舶、自動車、 産業機械、宇宙 他	レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES DIAMOND GENERATING CORPORATION MCE BANK THE COLT CAR COMPANY	千代田化工建設 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、 合成繊維原料、肥料、 機能化学品、 合成樹脂原料・製品、 食品・飼料添加物、 先端素材 他	三菱商事プラスチック 興人 三菱商事フードテック エムシー・ファーティコム	サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR AROMATICS MALAYSIA
生活産業	医療周辺、メディア・ コンシューマー関連事業、 食糧、食品、 繊維、資材 他	日本ケアサプライ 菱食 日本農産工業 東洋冷蔵 サンエス 明治屋商事 日本ケンタッキー・フライド・チキン 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS	ティーガイア クリエイト・レストランツ コカ・コーラ セントラル ジャパン ローソン ライフコーポレーション 北越製紙 MITSUBISHI CEMENT
その他	財務、経理、人事、 総務関連、 IT、新エネルギー、 環境・水関連事業 他	三菱商事フィナンシャルサービス MITSUBISHI CORPORATION FINANCE アイ・ティ・フロンティア	
現地法人	複数の商品を取扱う総合 商社であり、主要な海外 拠点において、当社と同 様に多種多様な活動を行 っている。	米国三菱商事会社 欧州三菱商事会社 香港三菱商事会社	

(注) 連結子会社数、持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、 連結子会社が連結経理処理している関係会社(当第1四半期連結会計期間末現在 493 社) はその数から除外して おります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下の通りです。

(1)連結子会社

					議決権所	関係	内容
	会社名	異動(理由)	住所	資本金又は出資金	有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
金属	SIAM MCT TELECOM	連結除外(清算)	BANGKOK, THAILAND	THB 4, 345, 000, 000	100.00	ı	-
機械	DIAMOND GENERATING ASIA	新規連結 (新規設立)	HONG KONG, CHINA	US\$ 432, 451	100.00	4	-
	SUN SYMPHONY	連結除外 (清算)	PANAMA, PANAMA	US\$ 10,000	100.00	2	-

(2) 持分法適用関連会社

当第1四半期連結会計期間における重要な持分法適用関連会社の異動はありません。

(注) 連結除外となった会社の議決権所有割合については、前連結会計年度末の状況を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	63, 662
----------	---------

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が840名、連結子会社が16,366名であり、上記人数には含まれておりません。
 - 2. 提出会社の従業員数に顧問・嘱託254名、他社からの出向者298名、海外店現地社員955名を含め、他社への出向者2,040名を除いた提出会社の就業人員数は5,789名です。

第2【事業の状況】

- 1【売上、仕入及び成約の状況】
- (1) 売上の状況

「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入高は売上高と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 成約の状況

成約高と売上高との差額は僅少であるため、記載は省略しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間の経済環境としては、昨年9月に米国で起きた金融危機の影響で世界経済は深刻な状況が続きましたが、各国の景気対策の効果もあり、一部の国で景気底打ちの兆候も見られるようになりました。

わが国経済については、これまで大幅に減少してきた輸出や生産が漸く下げ止まりましたが、海外経済の回復力の弱さと国内需要の停滞を背景に厳しい状況が続きました。

このような環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は、商品市況が前年同四半期を下回ったことにより、前第1四半期連結会計期間を2兆2,733億円(36.4%)下回る3兆9,706億円となりました。売上総利益は、鉄鋼製品需要の低迷に伴う販売数量の減少や、商品市況下落の影響などにより、前第1四半期連結会計期間を794億円(23.6%)下回る2,569億円となりました。

販売費及び一般管理費は、販売費などの経費負担の減少により、前第1四半期連結会計期間から110億円 (5.0%) 負担減の2,091億円となりました。

その他の損益項目については、受取配当金が資源価格下落により減少したことや、為替関連損益の悪化などにより、減益となりました。

この結果、継続事業税引前利益は、前第1四半期連結会計期間を1,200億円(66.0%)下回る619億円となりました。 持分法による投資損益は、海外の資源関連会社の減益などにより、前第1四半期連結会計期間を32億円(9.4%)下回る307億円となりました。

以上の結果、四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は前第1四半期連結会計期間を694億円(50.6%)下回る678億円となりました。

① オペレーティング・セグメント別の業績を示すと次の通りです。

a. 新産業金融事業

新産業金融事業グループは、アセットマネジメント、バイアウト投資などの投資金融、リース、不動産ファンドなどの 産業金融、不動産の開発・保有・運営、物流・保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は△34億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して45億円の減少となりました。これは、投資有価証券の減損計上及びリース関連事業の持分利益の減少などによるものです。

b. エネルギー事業

エネルギー事業グループは、石油・ガスのプロジェクト開発及び投資を行うほか、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品などの取引業務を行っています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は205億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して90億円の減少となりました。これは、油価下落や円高による海外資源関連子会社の取引利益減及び海外資源関連投資先の持分利益減などによるものです。

c. 金属

金属グループは、薄板、厚板等の鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石等の鉄鋼原料、銅、アルミ等の非鉄金属原料・製品の分野に おいて、販売取引、事業開発、投資等を行っています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は278億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して267億円の減少となりました。これは、資源価格下落による取引利益や配当収入の減、及び鉄鋼製品関連子会社の減益などによるものです。

d. 機械

機械グループは、電力・ガス・石油・化学・製鉄などの主要産業素材に関わる大型プラントから、船舶・鉄道・自動車などの物流・輸送機器、宇宙・防衛産業向け機器、建設機械・工作機械・農業機械などの一般産業用機器まで、幅広い分野の機械の販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は99億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して61億円の減少となりました。海外IPP事業での利益増などがあったものの、海外自動車事業での販売減や為替の影響などによって、四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)が減少したものです。

e. 化学品

化学品グループは、石油化学品、オレフィン・アロマ、メタノール、アンモニア、クロールアルカリ、肥料、無機原料などの汎用化学品や、合成樹脂、機能材料、電子材料、食品素材、医農薬などの機能化学品の分野において、取引業務及び投資等を行っています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は149億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して37億円の増加となりました。これは、親会社における前第1四半期連結会計期間の汎用化学品取引好調の反動による利益減があったものの、石化事業関連会社の繰延税金負債取崩に伴う持分利益増により、四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)が増加したものです。

f. 生活産業

生活産業グループは、衣食住に関する様々な分野において、原料調達から消費市場に至るまでの幅広い領域で事業を展開しており、また医療周辺分野やメディアを通じた各種サービスを提供しています。

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)は31億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して60億円の減少となりました。これは、食料関連事業及び資材関連子会社における取引利益の減や、食料関連会社での持分利益の減などによるものです。

② 地域別セグメントの状況を示すと次の通りです。

a. 日本

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を401億円(19.5%)下回る1,660億円となりました。これは、鉄鋼製品関連子会社における販売数量減、及び鋼材価格下落の影響などによるものです。

b. オーストラリア

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を19億円(4.2%)下回る438億円となりました。これは、資源関連子会社における取引利益減少などによるものです。

c. アメリカ

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を53億円(31.0%)下回る118億円となりました。これは、資源関連子会社における油価下落、及び販売数量減などによるものです。

d. その他

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を321億円(47.6%)下回る353億円となりました。これは、アフリカ所在の資源関連子会社における販売数量減及び販売価格下落などによるものです。

(注)上記のうちの売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。 なお、米国基準上の取り扱いは、「第5 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「四半期連結財務諸表に対す る注記事項」「1.事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項」「第1四半期連結財務諸表の基本事項」をご参 照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べ1,745億円(14.4%)減少し、1 兆406億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業キャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間より2,750億円増となり、3,015億円の資金増加となりました。これは、資源関連子会社などの営業収入及び資源関連を中心とした投資先からの配当収入が堅調に推移したことに加え、親会社やメタルワンなどで運転資金負担の減少に伴い資金回収が進んだことにより、資金が増加したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資キャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間より1,675億円増となり、79億円の資金増加となりました。これは、主に海外資源関連子会社などにおいて設備投資に伴う支出があったものの、親会社において貸付金の回収が進んだことなどにより、資金が増加したものです。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは3,094億円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務キャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間より7,506億円減となり、4,948億円の資金減少となりました。これは、親会社において配当金の支払いがあったことに加え、運転資金負担の減少に伴い借入金の返済を進めたことにより、資金が減少したものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1. 新中期経営計画「INNOVATION 2009」

当社は昨年4月に、平成21年度までの2年間を対象とした中期経営計画「INNOVATION 2009」を策定し、全4ヶ年の中期経営計画「INNOVATION 2007」に引き続き、「新・産業イノベーター」というビジョンを掲げ、「変化を捉えて未来を拓く(成長戦略の推進)」「人を活かし人を育てる(人材の育成と活用)」「足場を固める(経営基盤の継続的強化)」を基本コンセプトとして、諸施策を実行してまいりました。

しかしながら、昨年秋以降、米国に端を発する金融危機が世界の実体経済に急速に波及し、世界的な景気低迷は長期化の様相を呈しており、当社グループを取り巻く事業環境も厳しい状況となっております。

このような事業環境の悪化への緊急対応として、昨年10月に、社長がリーダーとなる「金融危機対応タスクフォース」を組成し、大口取引先の状況、事業投資先の経営状況、当社グループ全体の資金繰りの状況など、ビジネス現場の実態を適時に把握し、統一的な対応をとる体制を整え、必要な対策を講じております。

また、中期経営計画「INNOVATION 2009」については、3つの基本コンセプトを維持した上で、環境変化に対応した見直しを行い、当面は財務の健全性を最優先課題として取り組むことといたしました。

この方針に基づき、投資計画に関しては、投資残高の伸びを従来計画より抑え、また、経費削減策の実施や低採算事業のモニタリングを強化するなど、平成21年度は「事業環境の変化に対する緊急対応の年」として、全社一丸となってスピード感を以って経営課題の解決に当たってまいります。

一方、厳しい事業環境にはありますが、グローバルな構造変化の中で新しい産業ニーズが生まれる環境にもあり、次の時代の成長の柱を創り上げていく好機とも考えております。この機会を適確にとらえるために、より迅速で機動的な取組みが可能となるよう、今年4月に、イノベーション事業グループを発展的に改組し、社長が直掌する「全社開発部門」を設置致しました。「全社開発部門」では、新しい産業ニーズへの取組みを、「機能開発」「分野開発」「顧客開発」「地域開発」という4つの切り口から取り組むこととしています。

具体的には、総合商社の重要な機能である「IT」において新たな事業やサービスの開発を進めるほか、中長期に成長が 見込まれる「新エネルギー」「環境・水」などの分野へも積極的に取り組んでまいります。また、業界再編が進む中で、 顧客が新たに直面する経営課題を、当社の機能を横断的に駆使することで解決し、新たな商圏構築を図るとともに、世界 各国で経済回復の牽引役として期待されるインフラ・プロジェクトへの参画を通じて地域戦略も推進してまいります。

経済環境は激変していますが、逆にその変化を好機と捉え、足元を固めつつ、成長に向かって着実に手を打っていくことで、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーに評価され社会に貢献する、「新・産業イノベーター」の実現を目指す所存です。

2. 個別重要案件

当第1四半期連結会計期間において、重要な状況の変化はありません

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 流動性と資金の源泉

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでおります。資金調達にあたっては、CPや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。

当第1四半期連結会計期間は、引き続き世界中で信用収縮や流動性不安の問題はありましたが、当社では資金調達ソースの多様化を図ってきたことに加えて、金融危機の深刻化も想定して、早期の段階で主要通貨の円とドルについて流動性を確保してきました。

このような資金調達活動の結果、当第1四半期連結会計期間末の連結ベースのグロス有利子負債残高は、前年度連結会計期間末と比較して約5,000億円減少し、約4兆4,000億円となっており、このうち約84%が長期資金となっています。また、現金及び現金同等物の残高は、前年度連結会計期間末と比較して約2,000億円減少し、約1兆円となっております。

当第1四半期連結会計期間末の流動比率は連結ベースで140%となっており、流動性の点でも当社の財務健全性は高いと考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

当社は平成21年5月に、本店オフィスの一部移転を行い、丸の内地区での2オフィス体制となっております。 尚、移転に伴い、品川オフィスからは平成21年5月に退出しております。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	2, 500, 000, 000
計	2, 500, 000, 000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1, 696, 114, 684	1, 696, 156, 384	東京、大阪、名古屋 (以上各市場第一部)、 ロンドン各証券取引所	発行済株式は 全て完全議決 権株式かつ、 権利内容に限 定のない株式 です。 単元株式数は 100株です。
計	1, 696, 114, 684	1, 696, 156, 384	_	_

⁽注) 「提出日現在発行数」には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストックオプション又は新株予約権付社債)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法に基づき発行した新株引受権

イ. 平成12年6月29日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	25,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	903円 (注)
新株予約権の行使期間	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 903円 資本組入額 452円
新株予約権の行使の条件	(1) 新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は従業員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2) 被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3) その他の条件については、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成12年7月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分を することができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 行使価額の調整

当社普通株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換及び新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ロ. 平成13年6月28日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	401,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,002円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,002円 資本組入額 501円
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は執行役員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2)被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3)その他の条件については、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年7月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分を することができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

⁽注) 行使価額の調整については、①イに同じ。

②平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

イ.平成14年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	148個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	148, 000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	809円 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 809円
発行価格及び資本組入額	資本組入額 405円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

- 1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ 比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
- 3. 当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権及び旧商法に定める新株引受権の行使の場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

			既発行株式数+	新規発行株式数×1株当たり払込金額	
調整後行使価額=	調整前	×	5亿元 17 1/1/1/30 1	時 価	
		_	HH, AV	✓→ Lib → Lib → C lip ⇒ M → Lib	

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除 した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ロ. 平成15年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	560個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	560,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	958円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 958円 資本組入額 479円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

⁽注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ハ. 平成16年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	702個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	702, 000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,090円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額 545円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

⁽注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ニ. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	10, 399個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,039,900株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,691円 (注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,691円 資本組入額 846円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

⁽注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ホ. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	2,672個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	267, 200株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- 1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ 比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- 2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
- 3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 4. 上記3. にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
- 5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

へ. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション、 平成18年4月28日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

⁽注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件については、②ホに同じ。

③会社法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	13, 424個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1, 342, 400株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	2, 435円 (注)
新株予約権の行使期間	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,435円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生 じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる 新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 行使価額において、新株予約権の割当て後、当社が、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の 条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目 的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1, 579個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式 数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	157, 900株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生 じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要 する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 上記 2. にかかわらず、平成43年 6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年 7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ハ. 平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	3,646個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式 数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	364, 600株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出され る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要 する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ. 平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション (株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	266個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式 数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,600株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月3日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出され る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と する。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編 成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ホ. 平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成20年7月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション (株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	4,017個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式 数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	401,700株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成50年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出され る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で 定めるところによるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

へ. 平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション (株式報酬型ストックオプション)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	614個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式 数)	100株 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	61, 400株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月2日から 平成50年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生 じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

- 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
 - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権付社債(三菱商事株式会社2011年満期円貨建転換社債型新株予 約権付社債)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)			
新株予約権の数	191個			
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数	803, 872株			
新株予約権の行使時の払込金額(転換金額)	1, 188円(注)			
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から 平成23年6月3日まで			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1, 188円 資本組入額 594円			
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以 後本新株予約権を行使することはできないものとする。 また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-			
新株予約権付社債の残高	955, 000, 000円			

(注) 1. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当 社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行 株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

調整後転換価額=	調整前転換価額	×	既発行株式数+	新発行・処分株式数×1株当たりの発行・処分価額			
				時 価			
							

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の 交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一 定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2. 本社債の全部を繰上げ償還する場合の新株予約権の権利行使期間は、当該償還日の前銀行営業日までとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日~ 平成21年6月30日	68	1, 696, 114	36	202, 853	36	212, 568

- (注) 1. 当第1四半期会計期間における増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使によるものです。
 - 2. 当第1四半期会計期間後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が41,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ37百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,916,100 (相互保有株式) 普通株式 285,700	_	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,642,265,800	16, 422, 658	_
単元未満株式	普通株式 579,084	_	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1, 696, 046, 684	_	_
総株主の議決権	_	16, 422, 658	_

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれております。 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数31個が含まれております。

2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれております。

自己株式14株㈱ヨネイ46株松谷化学工業㈱55株

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱商事㈱(自己株式)	東京都千代田区 丸の内2-3-1	52, 916, 100	_	52, 916, 100	3. 12
三菱製紙販売㈱	東京都中央区京橋 2-6-4	217, 800	_	217, 800	0.01
㈱ヨネイ	東京都中央区銀座 2-8-20	46, 900	_	46, 900	0.00
㈱中村商会	東京都中央区日本橋本石町3-1-7	14, 400	_	14, 400	0.00
松谷化学工業㈱	兵庫県伊丹市北伊丹 5-3	6, 600	_	6, 600	0.00
計	_	53, 201, 800	_	53, 201, 800	3. 14

⁽注) 当第1四半期会計期間末日現在の三菱商事㈱保有の自己株式数は、52,918,100株(単元未満株式数4株を除く)です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高 (円)	1, 688	1, 810	2, 035
最低 (円)	1, 317	1, 543	1, 706

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、この四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という)第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。

2. 監查証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)及び当第1四半期連結会計期間並びに当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位: 百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び現金同等物	3,5	1, 040, 640	1, 215, 099	
定期預金		93, 907	113, 029	
短期運用資産	3,5	62, 224	60, 058	
営業債権				
受取手形及び短期貸付金		410, 223	491, 577	
売掛金及び未収入金		2, 062, 413	2, 186, 044	
関連会社に対する債権		159, 316	162, 298	
貸倒引当金		△28, 880	△29, 029	
棚卸資産		912, 320	1, 005, 934	
取引前渡金		139, 657	136, 270	
短期繰延税金資産		45, 047	63, 301	
その他の流動資産	4,5	327, 408	397, 339	
流動資産合計		5, 224, 275	5, 801, 920	
投資及び長期債権				
関連会社に対する投資及び長期債権	5,10	1, 149, 088	1, 085, 349	
その他の投資	3,5	1, 753, 378	1, 523, 364	
長期貸付金及び長期営業債権		539, 091	545, 096	
貸倒引当金		△37, 448	△33, 651	
投資及び長期債権合計		3, 404, 109	3, 120, 158	
有形固定資産				
有形固定資産		2, 840, 080	2, 657, 051	
減価償却累計額		$\triangle 1, 125, 387$	△1, 080, 066	
有形固定資産合計		1, 714, 693	1, 576, 985	
その他の資産	4,5	338, 434	418, 940	
資産合計	10	10, 681, 511	10, 918, 003	

			(単位、日ガロ)
	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金		698, 328	1, 038, 926
一年以内に期限の到来する長期借入債務		467, 761	427, 225
営業債務			
支払手形		149, 740	156, 396
買掛金及び未払金		1, 751, 042	1, 812, 793
関連会社に対する債務		95, 174	86, 151
取引前受金		153, 854	149, 868
未払法人税等		23, 756	42, 397
未払費用		75, 893	108, 451
その他の流動負債	4,5	322, 761	366, 734
流動負債合計		3, 738, 309	4, 188, 941
固定負債			
長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)		3, 300, 137	3, 467, 766
年金及び退職給付債務		82, 428	85, 181
長期繰延税金負債		175, 739	107, 272
その他の固定負債	4,5	377, 040	380, 299
固定負債合計		3, 935, 344	4, 040, 518
負債合計		7, 673, 653	8, 229, 459
契約債務及び偶発債務	12		
資本の部	8		
株主資本			
資本金 (普通株式)		202, 853	202, 817
授権株式総数 : 2,500,000,000 株 発行済株式総数 : 2,500,000,000 株 3			
当第1四半期連結会計期間末 1,696,114,684 株 前連結会計年度末 1,696,046,684 株			
資本剰余金		262, 207	261, 828
利益剰余金			
利益準備金		43, 074	42, 136
その他の利益剰余金		2, 527, 986	2, 487, 404
累積その他の包括損益			
未実現有価証券評価益		281, 723	146, 638
未実現デリバティブ評価損益		9, 371	△23, 464
確定給付年金調整額		△101, 111	△101, 513
為替換算調整勘定		△366, 464	△480, 911
自己株式: 当第1四半期連結会計期間末 53,145,089 株 前連結会計年度末 53,143,099 株		△151, 552	△151, 548
株主資本合計		2, 708, 087	2, 383, 387
非支配持分		299, 771	305, 157
資本の部合計		3, 007, 858	2, 688, 544
負債及び資本の部合計		10, 681, 511	10, 918, 003
ス原人U 東本20mu m		10, 001, 311	10, 910, 003

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
	注記番号	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
収益	4,5		
商品販売及び製造業等による収益		1,501,962	941, 063
売買取引に係る差損益及び手数料		189, 047	138, 517
収益合計		1,691,009	1, 079, 580
(売上高: 前第1四半期連結累計期間: 6,243,889 百万円 当第1四半期連結累計期間: 3,970,615 百万円)	1,10		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	4,5	$\triangle 1,354,728$	△822, 684
売上総利益	10	336, 281	256, 896
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	7	△220, 114	△209, 128
貸倒引当金繰入額		△2, 480	△1,830
支払利息:下記受取利息差引後 前第1四半期連結累計期間: 15,343 百万円 当第1四半期連結累計期間: 11,263 百万円	4	△3,606	$\triangle 3,725$
受取配当金		53, 891	24, 023
有価証券損益	3,5	△156	△6, 348
固定資産損益		3,031	804
その他の損益ー純額	4	15,094	1, 249
その他の収益・費用合計		△154, 340	<u>△</u> 194, 955
継続事業税引前利益		181, 941	61, 941
法人税等		△64, 169	<u>△</u> 25, 165
継続事業税引後利益		117, 772	36, 776
持分法による投資損益	4,10	33, 907	30, 725
継続事業非支配持分控除前四半期純利益		151, 679	67, 501
非継続事業に係る損益 (税効果後)		74	
非支配持分控除前四半期純利益		151, 753	67, 501
非支配持分に帰属する四半期純利益		△14, 568	309
四半期純利益 (三菱商事㈱に帰属)		137, 185	67, 810
1株当たり利益:	9		
四半期純利益 (三菱商事㈱に帰属)			
基本的		83.56 円	41.27 円
潜在株式調整後		83.31 円	41.20 円
三菱商事㈱に帰属			
継続事業四半期純利益		137, 111	67, 810
非継続事業に係る損益(税効果後)		74	_
四半期純利益		137, 185	67, 810
			·

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
包括損益:			
非支配持分控除前四半期純利益	8	151, 753	67, 501
その他の包括損益ー税効果後			
未実現有価証券評価益期中変動額	3.8	97,029	140, 317
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	8	16,529	32, 874
確定給付年金調整額期中変動額	8	272	434
為替換算調整勘定期中変動額	8	10,776	119, 498
非支配持分控除前包括損益	8	276, 359	360, 624
非支配持分に帰属する包括損益	8	△22,048	△10, 045
包括損益 (三菱商事(㈱に帰属)		254, 311	350, 579

[「]四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	注記番号	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
非支配持分控除前四半期純利益		151, 753	67, 501
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整			
減価償却費等		38, 718	34, 158
貸倒引当金繰入額		2, 480	1, 830
有価証券損益		156	6, 348
固定資産損益		△3, 031	△804
持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△8, 466	△15, 777
営業活動に係る資産・負債の増減			
短期運用資産		△5, 263	6, 501
売上債権		△219, 111	164, 923
棚卸資産		△124, 666	120, 814
仕入債務		243, 222	△117, 160
その他一純額		△49, 267	33, 125
営業活動によるキャッシュ・フロー		26, 525	301, 459
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		\triangle 65, 605	△55, 71
有形固定資産等の売却による収入		11, 895	4, 15
関連会社への投資及び貸付による支出		△138, 235	△14, 27
関連会社への投資の売却及び貸付金の回収による 収入		8, 814	3, 36
短期投資及びその他の投資の取得による支出		△31, 162	△62, 09
短期投資及びその他の投資の売却及び償還に よる収入		17, 813	62, 40
貸付金の実行による支出		△84,744	△57, 05
貸付金の回収による収入		120, 666	106, 62
定期預金の減少		956	20, 47
投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー		△159, 602	7, 88
短期借入金の増減ー純額		290, 049	△383, 61
長期借入債務による調達		290, 049 193, 163	95, 29
長期借入債務の返済		△165, 124	△171, 94
親会社による配当金の支払		△49, 243	\triangle 26, 29
子会社による非支配持分に対する配当金の支払		△13, 139	△8, 29
ストックオプション行使による新株発行		117	7.
自己株式の取得		△25	Δ
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	255, 798	<u> </u>
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	-	14, 788	10, 96
現金及び現金同等物の純増減額	_	137, 509	
現金及び現金同等物の期首残高		750, 128	1, 215, 09
現金及び現金同等物の四半期末残高	_	887, 637	1, 040, 64
ルセス∪光亚 N 守10V/四十州へ及同	_	001, 031	1, 040, 64

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

四半期連結財務諸表の作成方法等について

当第1四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法(以下「米国会計基準」)に基づき作成しております。米国会計基準は、会計研究広報(Accounting Research Bulletins、以下「ARB」)、会計原則審議会意見書(Opinions of the Accounting Principles Board、以下「APB」)、財務会計基準審議会基準書(Statements of Financial Accounting Standards Board、以下「基準書」)等からなっております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2 (b) (情報開示の免除申請) に基づき申請を行い、米国預託証券(以下「ADR」) を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、以下「SEC」) に登録しております。

米国会計基準に準拠して作成した当第1四半期連結財務諸表と、本邦の四半期連結財務諸表作成基準及び四半期連結 財務諸表規則(以下「本邦会計基準」)に準拠して作成した四半期連結財務諸表との主要な相違内容は次の通りであ り、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「継続事業税引前利益」に対する影響額を開示してお ります。

(1) 第1四半期連結財務諸表の構成の相違について

当第1四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記より構成されております。

(2) 第1四半期連結財務諸表の表示の相違について

a. 営業債権 · 債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務(但し、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く)については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当第1四半期連結財務諸表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b. 鉱業権の表示

鉱業権については、わが国では無形固定資産として表示しますが、四半期連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c. 収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では四半期連結損益計算書上「売上高」が表示されますが、当第1四半期連結財務諸表では発生問題専門委員会報告(Emerging Issues Task Force、以下「EITF」)第99-19号「契約当事者における収益の総額表示と代理人における収益の純額表示」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行なっております。

また、本邦会計基準では四半期連結損益計算書上「営業利益」が表示されますが、当第1四半期連結財務諸表では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、前第1四半期連結累計期間では113,687百万円、当第1四半期連結累計期間では45,938百万円となります。

d. 持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、SECの定める規則S-X (Regulation S-X) に基づき、「継続事業税引後利益」の後に区分表示しております。

e. 非継続事業に係る損益

基準書第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に従い、売却又は売却予定とした結果、非継続となった事業に関し、当該事業の損益を四半期連結損益計算書上、非継続事業に係る損益として区分表示しております。

(3) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、基準書第115号「負債証券及び特定の持分証券への投資の会計処理」、及びEITF第91-5号「原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引」に基づき損益を認識しております。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したものについては、圧縮記帳がなかったものとして 処理しております。

c. セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、賃借人として固定資産を売却した後、その一部を継続して使用する場合の当該固定資産に係る売却益は、基準書第28号「リースバックに伴う売却の会計処理 – 基準書第13号の改訂 – 」及び基準書第98号「リースの会計処理 不動産に係るセール・リースバック 不動産のセールス・タイプ・リース リース期間の規定 直接金融リースの当初の直接原価 – 基準書第13、66及び91号の改訂、並びに基準書第26号及び実務公報第79-11の廃止 – 」に基づき、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。本会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ659百万円(利益)及び664百万円(利益)です。

d. デリバティブ

デリバティブについては、基準書第133号「派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理」、基準書第138号「特定の派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理-基準書第133号の改訂-」、及び基準書第149号「派生商品及びヘッジ活動に関する基準書第133号の改訂」(以下、「基準書第133号」)に基づき処理しております。これに伴い、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

e. 年金及び退職給付債務

年金費用については、基準書第87号「事業主の年金会計」及び基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小、退職給付の会計処理」に基づき算定された期間純年金費用(清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む)を計上しております。本会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ848百万円(利益)及び449百万円(利益)です。

f. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、基準書第141号「企業結合」の改訂版に従って、取得法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産の会計処理」に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

四半期連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社(以下、「当社」)及び国内外の連結子会社(以下、まとめて「連結会社」)は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、プロジェクト開発、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

第1四半期連結財務諸表の基本事項

当社及び国内の連結子会社は、本邦において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。海外連結子会社は、それぞれ所在国の会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。そのため、当第1四半期連結財務諸表の作成にあたっては、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠するべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておりません。

当第1四半期連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した取引高又は売買契約の取引金額の合計額を表すものです。「売上高」は、連結会社の役割が仲介人としてのみの関与に限定されている取引の契約額は含まれておりません。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかし、発生問題専門委員会は、EITF第99-19号の結論の中で、「報告された収益についてその取引額を自主的に開示することは、財務諸表利用者にとって有用ともいえる」と述べています。経営者は、「売上高」の情報は財務諸表利用者にとって有用であると考えております。

当第1四半期連結会計期間末の四半期連結財務諸表の表示方法に合わせ、前連結会計年度の四半期連結財務諸表を一部組替再表示しております。

2. 重要な会計方針の要約

当第1四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下の通りです。

(1) 連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当第1四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、米国基準会計審議会解釈指針

(Financial Accounting Standards Board Interpretation、以下「解釈指針」)第46号「変動持分事業体の連結」及び平成15年12月に発行されたその改訂版に基づき、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結をしております(注記11「変動持分事業体の連結」参照)。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社(当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー)に対する投資は持分法を適用しております。持分法を適用している関連会社に対する投資については、APB第18号「持分法による普通株式投資の会計処理」(以下APB第18号)に基づき、価値の下落が一時的なものではないと判断された場合には、減損損失を認識しております。また、議決権の過半数を所有する会社についても、少数株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、EITF第96-16号「少数株主が拒否権等の実質的参加権を有している場合の子会社に関する会計処理」に従い、持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当第1四半期連結財務諸表の作成に当たり、一部の連結子会社については3月31日、又は3月31日の翌日から当社の第1四半期決算日である6月30日までに終了する第1四半期会計期間の財務諸表を用いております。これら子会社の第1四半期決算日と第1四半期連結決算日との間に、当第1四半期連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

(2) 外貨換算

外貨建財務諸表の項目は、基準書第52号「外貨換算」に基づき換算しております。当基準に基づき、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は四半期連結損益計算書の「その他の損益-純額」に計上しております。

(3) 短期運用資産及びその他の投資

すべての債券及び市場性のある株式は、基準書第115号「負債証券及び特定の持分証券への投資の会計処理」に基づき、売買目的有価証券(公正価値で評価し、未実現評価損益は当第1四半期連結累計期間の損益として認識)又は売却可能有価証券(公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上)に分類しております。この分類の妥当性については、基準書第115号に基づき、決算日ごとに再検討しております。

売却した有価証券の原価は、移動平均法によっております。

連結会社は、売却可能有価証券について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資原価を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と投資原価の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。時価の下落が一時的でないと判断された場合には、その期において減損損失を認識しております。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の四半期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って全額を回収できない可能性がある場合に、引当てを行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価額あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

(6) 有形固定資產

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、当該資産の見積耐用年数(主として建物は10年から50年、機械及び装置は5年から20年、航空機及び船舶は12年から24年の期間)に基づき、主として当社及び国内子会社は定率法、海外子会社は定額法を用いて、それぞれ算出しております。鉱業権の減価償却は、見積埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。。

(7) リース

連結会社は、直接金融リース、及びオペレーティング・リースによる固定資産の賃貸を行っております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで、均等に認識しております。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

連結会社は、種々の固定資産を賃借しております。キャピタル・リースでは、将来最小支払リース料の現在価値の金額でリース資産とリース負債を認識しております。オペレーティング・リースに係る支払リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

(8) 長期性資産の減損

連結会社は、基準書第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」(以下「基準書第144号」)に基づき、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続使用の長期性資産については、帳簿価額と当該資産にかかわる割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続使用の長期性資産として取り扱っております。

(9) 企業結合

企業結合は、基準書第141号「企業結合」の改訂版(以下「基準書第141号(平成19年改訂)」)に基づき会計処理しております。また、連結会社は、企業結合によって取得した無形固定資産をのれんとその他の無形固定資産に分離して認識しております。

(10) のれん及びその他の無形固定資産

のれん(持分法を適用している関連会社投資に係るのれんを含む)及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、償却を停止するとともに少なくとも年1回減損の判定を行っております。償却対象となるその他の無形固定資産は、耐用年数にわたって償却するとともに、基準書第144号に基づき、減損の判定を行っております。

(11) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、基準書第144号に基づき、減損の判定を行っております。未確認利権鉱区については、基準書第19号「石油・ガス産出会社の財務会計と報告」中のガイダンスに基づき、少なくとも会計年度ごとに減損の判定を行っております。

(12) 鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、開発費用として資産計上し、確認鉱量及び推定鉱量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、EITF04-6号「鉱山業における生産時に発生した剥土費用に関する会計処理」に基づき、生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産原価として処理しております。

(13) 従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型 年金制度にかかわる年金費用は、年金数理計算に基づき算定しております。確定拠出型年金制度にかかわる年金 費用は、発生時に費用として計上しております。退職一時金制度にかかわる費用は、原則として確定給付債務 (貸借対照表日における自己都合退職金期末要支給額)に基づき計上しております。

連結会社は、基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計-基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(R)の改訂」に基づき、年金資産の公正価値と退職給付債務の差額である給付制度の積立状況を貸借対照表上で資産及び負債として認識しております。

(14) 資産の除却債務

連結会社は、基準書第143号「資産の除却債務に関する会計処理」に基づき、資産の除却債務について、公正価値の合理的な見積りが可能である場合には、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の経過に伴い毎四半期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数にわたって減価償却しております。

(15) 撤退又は処分活動に関連する費用

撤退又は処分活動については、基準書第146号「撤退又は処分活動に関する費用の会計処理」に基づき会計処理 しております。当基準書は、撤退又は処分活動に関する費用を、撤退計画の決定時ではなく負債の発生時に認識 することを要求するもので、当該関連費用にかかわる負債はその発生時に公正価値で認識することを要求してお ります。

(16) 株式に基づく報酬制度

連結会社は、基準書第123号(平成16年改訂)「株式に基づく支払」(基準書第123号(R))に基づき、報酬費用を計上しております。株式に基づく報酬費用は、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役(社外役員は除く)、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上しております。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しております。

(17) 収益の認識基準

連結会社は、収益が実現又は実現可能となり、かつ稼得された時点、すなわち(i)契約に関する説得力のある証拠があり、(ii)顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、(iii)販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、かつ(iv)対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。具体的な認識基準は次のとおりです。

商品販売及び製造業等による収益

連結会社は、商品販売、製造業及びその他の事業において収益を得ております。製造業及びその他の事業は、主として連結子会社で行われております。

商品販売

連結会社は、自らが契約当事者となり在庫を保有し、商品の売値と買値の差額を損益として計上する様々な商取引を行なうことにより収益を得ております。

製造業

製造業には、電化製品、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発が含まれております。

商品販売及び製造業に係る収益は、顧客と合意した受渡に関する条件を充足した時点で認識しております。受渡に関する条件は、通常、顧客に商品が引渡された時点、倉荷証券が交付された時点、又は試運転が完了した時点に充足したと見なしております。長期の建設工事に関しては、その契約内容によって、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に把握できる場合には工事進行基準により、そうでない場合には工事完成基準により、収益を計上しております。

その他の事業

その他の事業には、サービス関連事業及びリース事業が含まれております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援等様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などのリース事業にも携わっております。

サービス関連事業に係る収益は、契約上の役務が顧客に提供された時点で計上しております。 リース事業にかかわる収益は、当該リース期間にわたって定額法により計上しております。

売買取引にかかわる差損益及び手数料

連結会社は、契約当事者あるいは代理人として関与する様々な商取引に関する手数料収益を得ております。これは、商取引において顧客の商品売買のサポートを行い、その対価として手数料を得ているものです。売買取引にかかわる差損益及び手数料は、冒頭記載の条件を充足した時点で認識しております。

(18) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。

(19) 研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。

(20) 法人税等

法人税等は、当第1四半期連結累計期間の属する連結会計年度における、税効果を考慮した見積り税率に基づき 算出しております。会計上と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、 将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しておりま す。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しておりま す。

連結会社は、解釈指針第48号「法人税等の不確実性に関する会計処理-基準書第109号の解釈」を適用しております。これにより、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、四半期連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

(21) デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、商品や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、基準書第133号「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」 (基準書第138号、第149号及び第155号による改訂後)に基づき処理しております。

基準書第133号は、デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理及び開示を規定するものであり、全てのデリバティブを貸借対照表上公正価値により資産又は負債として計上することを要求すると共に、ヘッジ関係の指定と有効性に関する基準を定めております。

すなわち、連結会社は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。ヘッジ指定されないデリバティブや、トレーディング目的のデリバティブの公正価値の変動額は、損益に計上しております(注記4「デリバティブ取引及びヘッジ活動」参照)。

連結会社は、職員意見書(Staff Position)第39号-1号「解釈指針第39号の改訂」(以下「FSP第39-1号」)を適用しております。FSP第39-1号は、解釈指針第39号「特定契約に関連した金額の相殺」を改訂し、マスターネッティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価額と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利(債権)もしくは、現金担保を返済する義務(債務)として認識された公正価額との相殺を認めています。連結会社は、当意見書で認められた相殺を選択適用しております。

(22) 連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような 見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合がありま す。当第1四半期連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、 年金及び資産の除却債務、不確実な税務ポジション等があります。

(23) 1株当たり利益

1株当たり利益は、四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております(注記9「1株当たり利益」参照)。

(24) 現金及び現金同等物

四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金同等物とは、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資であり、預金時から3ヶ月以内に満期の到来する定期預金を含んでおります。

(25) 保証

連結会社は、解釈指針第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む保証に関する保証人の会計処理及び開示-基準書第5号、第57号及び第107号の解釈、及び解釈指針第34号の廃止」に従い、保証の履行義務を保証開始時に 公正価値にて負債として認識しております。

(26) 非継続事業に係る損益

連結会社は、基準書第144号に基づき、非継続となった事業に関する損益を、四半期連結損益計算書上、非継続 事業に係る損益として区分表示しております。

(27) 公正価値の測定

連結会社は、基準書第157号「公正価値の測定」(以下「基準書第157号」)を適用しております。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示についての指針を提供しております(注記5「公正価値測定」参照)。

(28) 公正価値オプション

連結会社は、基準書第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択-基準書第115号の改訂を含む」 (以下「基準書第159号」)を適用しております。基準書第159号は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択できることを規定しておりますが、連結会社は、金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択しておりません。

(29) 新会計基準

平成19年12月、審議会は基準書第141号(平成19年改訂)を公表しました。基準書第141号(平成19年改訂)は、買収者がその財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き受けた負債、被取得事業の非支配持分及び取得したのれんの認識及び測定に関する原則及び要求を規定しております。また、基準書第141号(平成19年改訂)は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示を規定しております。基準書第141号(平成19年改訂)は、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用され、連結会社においては平成21年4月1日より基準書第141号を適用しております。当第1四半期において基準書第141号(平成19年改訂)の適用が連結会社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

平成19年12月、審議会は基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」(以下「基準書第160号」)を公表しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社の所有持分、親会社及び非支配持分に帰属する連結純利益の金額、親会社の保有持分の変動、及び子会社が連結除外された場合の、継続保有される非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また、基準書第160号は、親会社持分と非支配持分を明確に識別及び区別することを開示の要件として規定しております。基準書第160号は、全ての期間に遡及的に適用される一定の表示及び開示要求を除いて、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用され、連結会社においては平成21年4月1日より基準書第160号を適用しております。これにより、従来、連結貸借対照表の負債の部と資本の部の中間に分類していた少数株主持分を、非支配持分として資本の部に含めて計上しております。また、連結損益計算書の表示科目を変更しております。基準書第160号の表示に関する規定は遡及的に適用され、連結キャッシュ・フロー計算書を含む過年度の連結財務諸表を組替再表示しております。当第1四半期において基準書第160号の適用が連結会社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

平成21年4月、審議会は職員意見書第115-2号、124-2号 「一時的でない価値の下落の認識と表示」(以下「FSP第115-2号、124-2号」)を公表しました。FSP第115-2号、124-2号は、現行の債券の評価モデルを改訂しており、従来の減損判定要素の一つである、債券を保有する意思と能力に代わる判断要素として、(i)企業が債券を売却する予定がある、(ii)簿価が回復するまでの間に企業が債券を売却する可能性が高い、若しくは、(iii)毀損額が全額回復する見込みがないことを挙げております。また、FSP第115-2号、124-2号では、企業に債券を売却する意思がある、若しくは売却を余儀なくされる可能性が高い場合、減損額は損益として認識されます。一方、企業に債券を売却する意思がない、若しくは売却を余儀なくされる可能性が低い中、信用毀損により債券の価値が下落した場合は、減損額は信用毀損部分と信用毀損以外の部分に分けられ、それぞれの損益とその他の包括損益として区分開示されます。連結会社においては平成21年4月1日よりFSP第115-2号、124-2号を適用しております。当第1四半期においてFSP第115-2号、124-2号の適用が連結会社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

平成21年5月、審議会は基準書第165号「後発事象」(以下「基準書第165号」)を公表しました。基準書第165号は、貸借対照表日から財務諸表が公表される、若しくは公表が可能となるまでの期間に発生した事象の会計処理及び開示に関する基準を確立することを目的としております。企業は、いつまでの後発事象が開示されているかとともにその日付が選ばれた理由について開示することを求められております。連結会社においては平成21年4月1日より基準書第165号を適用しております。当第1四半期において基準書第165号の適用が連結会社の経営及び財務状態に与える影響はありません。

3. 短期運用資産及びその他の投資

債券及び市場性ある株式

基準書第115号に基づき、連結会社が保有する全ての債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券に分類される 一部を除き、売却可能有価証券に分類されております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売買目的有価証券及び売却可能有価証券に分類された有価証券に関する情報は以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				20, 762
売却可能有価証券				
株式	548, 980	561, 380	△11, 010	1, 099, 350
債券	324, 114	479	△18, 657	305, 936

(前連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				26, 965
売却可能有価証券				
株式	552, 360	357, 861	\triangle 39, 562	870, 659
債券	339, 908	309	△26, 268	313, 949

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、売却可能有価証券に分類される株式は、主に国内銘柄であり、債券は主にコマーシャル・ペーパー及び社債からなっております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券-債券の帳簿価額は、それぞれ168,623百万円及び183,111百万円です。

当第1四半期連結会計期間末における売却可能有価証券に分類された債券の貸借対照表価額の期日別内訳は以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

	貸借対照表価額 (百万円)
1年以内	208, 479
1年超5年以内	69, 816
5年超10年以内	25, 458
10年超	2, 183
合計	305, 936

当第1四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

区分	当第1四半期連結累計期間
	(百万円)
売却収入	19, 433
売却益	679
売却損	$\triangle 12$
売却損益 (純額)	667

当第1四半期連結累計期間の当期純利益には、売買目的有価証券の未実現評価損益の変動により、3,093百万円の利益が含まれております。

当第1四半期連結累計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、時価の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は5,786百万円です。

売却可能有価証券に分類されている債券の内、信用毀損による減損を認識し、当第1四半期連結会計期間末において、継続的に保有している債券の状況は以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間
	(百万円)
期首残高	9, 449
過年度に減損認識済みの債券に関連する増加	_
過年度に減損未認識の債券に関連する増加	_
売却や償還による減少	$\triangle 1,283$
期末残高	8, 166

信用毀損による減損の認識および測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュフローに係る権利及び優位性、及び発行体の状況を総合的に評価の上、算出しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、一時的な下落と判断される未実現評価損を有する投資の総未実現評価損及び公正価値を、投資分類及び未実現評価損が継続している期間別に集計すると以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	74, 229	△9, 472	6, 497	△1, 538	80, 726	△11,010
債券	9, 025	△2, 229	80, 519	△16, 428	89, 544	△18, 657
合計	83, 254	△11, 701	87, 016	△17, 966	170, 270	△29, 667

(前連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	101, 690	△38, 531	2, 938	△1, 031	104, 628	△39, 562
債券	39, 480	△14, 140	49, 872	△12, 128	89, 352	△26, 268
合計	141, 170	△52, 671	52, 810	△13, 159	193, 980	△65, 830

市場性のある株式及び債券

市場性のある株式、債券の未実現評価損については、個別銘柄ごとの下落率、下落期間並びに直近の市場動向、債券の投資格付等を総合的に判断し、当社はこれらの投資を公正価値の回復を合理的に見込める期間にわたり継続的に保有する予定であることから、これらの投資について、一時的でない下落に基づく減損は認識しておりません。

債券及び市場性ある株式以外の投資

「その他の投資」は、市場性のない非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなり、優先株式を含んでおり、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高はそれぞれ474,838百万円及び480,231百万円です。また「その他の投資」には、差入保証金や長期の定期預金なども含んでおり、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高はそれぞれ83,339百万円及び74,729百万円です。

市場性のない非関連会社に対する投資は公正価値を容易に入手することが困難なため、取得原価で計上しております(「原価法投資」)。しかし、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られ、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないと判断された場合は、公正価値を入手すると共に、当該見積公正価値まで減損を行っております。減損の判定を実施しなかった原価法投資の残高は、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末で、それぞれ474、201百万円及び469、524百万円です。減損の判定を実施しなかったのは、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られず、かつ公正価値を見積ることが実務上困難なためです。

当第1四半期連結累計期間に計上された原価法投資の減損額は1,516百万円です。

4. デリバティブ取引及びヘッジ活動

リスク管理全般

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握して、ナチュラルヘッジを有効に活用しております。更に、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ取引を締結し、特定リスクの軽減を図っております。

連結会社の利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらヘッジ手段の公正価値の変動は、その一部もしくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動によって相殺されます。実務上可能な場合には常に、ヘッジ会計の適用要件を満たすべく特定リスクに対してヘッジ指定を行っております。こうした状況下、連結会社は、ヘッジの開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段のデリバティブ取引がヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかに関する有効性評価を実施しております。デリバティブ取引に関してヘッジとしての有効性が認められないと判断した場合は、そのデリバティブに対するヘッジ会計の適用を中止しております。

連結会社は、信用リスクに関連した偶発条項を含むデリバティブ契約を締結しておりません。

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しております。金利スワップは、多くの場合、固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付資産・負債を固定金利付資産・負債に変換するために利用しております。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しております。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されております。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しております。これら外貨建契約が基準書第133号の下ではヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しております。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルです。

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されております。連結会社は、リスク管理方針に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しております。これらの契約は、キャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、基準書第133号におけるヘッジ指定はしておりません。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「その他の損益一純額」として計上しております。当第1四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び特定の債務に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する通貨スワップです。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。現在の未決済となっている契約は、平成32年までの予定取引をヘッジしております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。当第1四半期連結会計期間末において、「累積その他の包括損益」に含まれているデリバティブの純利益のうち約16,000百万円(税効果後)の利益は、平成22年6月末までに損益に振替えられる見込です。当第1四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実現しないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、前連結会計年度末の「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するべく、為替予約を利用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。当第1四半期連結会計期間末において、為替換算調整勘定に含まれたヘッジ手段であるデリバティブの純損益の金額は、34,893百万円の利益となっております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社及び一部の子会社は、トレーディング活動の一環として金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、トレーディングを目的とするデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

連結貸借対照表におけるデリバティブの影響

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、基準書第133号に基づきヘッジ指定されているデリバティブ契約の公正価値(相殺処理前)、及びヘッジ指定がされていないデリバティブ契約の公正価値(相殺処理前)は以下の通りです。

(当第1四半期連結会計期間末)

ブルバニュザ却の	連結貸借対照表科目	公正価値	連結貸借対照表科目	公正価値
デリバティブ契約	(資産)	(百万円)	(負債)	(百万円)
ヘッジ指定されているデリ	バティブ			
金利契約	その他の流動資産	1, 287	その他の流動負債	241
	その他の資産	50, 179	その他の固定負債	3, 377
外国為替契約	その他の流動資産	32, 575	その他の流動負債	4, 736
	その他の資産	9, 832	その他の固定負債	512
コモディティ契約	その他の流動資産	882	その他の流動負債	4
	その他の資産	5, 721	その他の固定負債	2, 941
	小計	100, 476	小計	11, 811
ヘッジ指定がされていない	デリバティブ			
金利契約	その他の流動資産	2, 740	その他の流動負債	4, 519
	その他の資産	13, 610	その他の固定負債	18, 378
外国為替契約	その他の流動資産	42, 191	その他の流動負債	29, 123
	その他の資産	37, 193	その他の固定負債	5, 819
コモディティ契約	その他の流動資産	346, 164	その他の流動負債	316, 980
	その他の資産	129, 526	その他の固定負債	108, 598
	小計	571, 424	小計	483, 417
	合計 (総額)	671, 900	合計(総額)	495, 228
	解釈指針第39号に基づく	△381, 771	解釈指針第39号に基づく	△423, 955
	相殺額	△301, 771	相殺額	△425, 955
	その他の流動資産 計上額	148, 756	その他の流動負債 計上額	48, 102
	その他の資産 計上額	141, 373	その他の固定負債 計上額	23, 171
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	290, 129	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	71, 273

⁽注) 解釈指針第39号「特定契約に関連した金額の相殺」は、連結会社と取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネッティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保との相殺を認めています。

本解釈指針に基づき相殺した差入現金担保、預り現金担保は、当第1四半期連結会計期間末において、それぞれ76,458百万円、34,274百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ11,170百万円、36,375百万円です。

(前連結会計年度末)

THE STATE OF THE S	連結貸借対照表科目	公正価値	連結貸借対照表科目	公正価値
デリバティブ契約	(資産)	(百万円)	(負債)	(百万円)
ヘッジ指定されているデリ	バティブ			
金利契約	その他の流動資産	1, 217	その他の流動負債	318
	その他の資産	52, 531	その他の固定負債	3, 972
外国為替契約	その他の流動資産	6, 523	その他の流動負債	24, 673
	その他の資産	9, 506	その他の固定負債	1, 210
コモディティ契約	その他の流動資産	233	その他の流動負債	901
	その他の資産	4, 180	その他の固定負債	2, 787
	小計	74, 190	小計	33, 861
ヘッジ指定がされていない	デリバティブ		,	
金利契約	その他の流動資産	3, 080	その他の流動負債	4, 299
	その他の資産	12, 178	その他の固定負債	17, 682
外国為替契約	その他の流動資産	59, 897	その他の流動負債	47, 207
	その他の資産	41, 786	その他の固定負債	9, 700
コモディティ契約	その他の流動資産	561, 775	その他の流動負債	464, 766
	その他の資産	187, 803	その他の固定負債	156, 442
	小計	866, 519	小計	700, 096
	合計(総額)	940, 709	合計(総額)	733, 957
	解釈指針第39号に基づく	△567, 612	解釈指針第39号に基づく	△601, 853
	相殺額	△307, 012	相殺額	△001, 655
	その他の流動資産 計上額	197, 951	その他の流動負債 計上額	104, 766
	その他の資産 計上額	175, 146	その他の固定負債 計上額	27, 338
	合計 (連結貸借対照表上の	373, 097	合計 (連結貸借対照表上の	132, 104
	デリバティブ資産)	010,001	デリバティブ負債)	102, 104

(注) 解釈指針第39号「特定契約に関連した金額の相殺」は、連結会社と取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネッティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保との相殺を認めています。

本解釈指針に基づき相殺した差入現金担保、預り現金担保は、前連結会計年度末において、それぞれ84,271 百万円、50,030百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ21,955百万円、32,840百万円です。

連結損益計算書及びその他の包括損益におけるデリバティブ及びヘッジの影響

平成21年4月1日から平成21年6月30日におけるヘッジ指定されているデリバティブ取引の損益は以下の通りです。

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及びヘッジ 対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額(百万円)
金利契約	その他の損益	△1, 740	1, 736
外国為替契約	その他の損益	△454	311

⁽注) ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替られた 金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替られた 金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	1, 047	支払利息 持分法による投資損益	△120 △231
外国為替契約	30,010	その他の損益	△15, 371
コモディティ契約	2, 583	収益及び収益に係る原価	△797
	2, 000	持分法による投資損益	1, 685

⁽注) ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	\triangle 12, 176

- (注) 1. ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
 - 2. 平成21年4月1日から平成21年6月30日までに「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替られた金額はありません。

5. 公正価値測定

基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しています。

基準書第157号は、公正価値の測定に使用されるインプットを以下の3つに分類し、優先順位をつけています。

レベル1-活発な市場における同一の資産・負債の市場価格

レベル2-活発な市場における市場価格以外の観察可能なインプット

レベル3-企業の独自の前提に基づく観察不能なインプット

継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における継続的に公正価値で評価される資産・負債の内訳は、以下の通りです。

(当第1四半期連結会計期間末)

EA	レベル 1	レベル 2	レベル3	解釈指針第39号	合計
区分	(百万円)	(百万円)	(百万円)	に基づく相殺額 (百万円)	(百万円)
資産					
現金同等物		168, 623			168, 623
投資	1, 108, 085	128, 596	20, 744		1, 257, 425
デリバティブ	23, 323	643, 856	4, 721	△381, 771	290, 129
合計	1, 131, 408	941, 075	25, 465	△381, 771	1, 716, 177
負債					
デリバティブ	23, 011	467, 546	4, 671	△423, 955	71, 273
合計	23, 011	467, 546	4, 671	△423, 955	71, 273

(前連結会計年度末)

E A	レベル 1	レベル 2	レベル 3	解釈指針第39号	合計
区分	(百万円)	(百万円)	(百万円)	に基づく相殺額 (百万円)	(百万円)
資産					
現金同等物		183, 111			183, 111
投資	878, 655	122, 861	26, 946		1, 028, 462
デリバティブ	55, 741	879, 175	5, 793	△567, 612	373, 097
合計	934, 396	1, 185, 147	32, 739	△567, 612	1, 584, 670
負債	,				
デリバティブ	13, 480	714, 761	5, 716	△601, 853	132, 104
合計	13, 480	714, 761	5, 716	△601, 853	132, 104

⁽注) 解釈指針第39号「特定契約に関連した金額の相殺」は、連結会社と取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネッティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保との相殺を認めています。(注記4)

レベル1の投資は、主に株式であり、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル2の投資及び現金同等物は、活発な市場における類似資産の市場価格、活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しております。この区分には、主に社債やコマーシャル・ペーパーが含まれています。レベル3の投資は、投資先の純資産や割引将来キャッシュ・フロー法に使用する見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットにより評価しております。この区分には、主にファンド投資が含まれています。

保有するデリバティブは、金融デリバティブと商品デリバティブです。レベル1のデリバティブは、取引市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは、金利や外国為替レートなどの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しております。レベル3のデリバティブは、主に、複合デリバティブ取引であり、連結会社の独自の前提を反映した観察不能なインプットを使用して評価しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における重要な観察不能なインプット(レベル3)を使用して公正価値を測定した資産・負債の調整表は以下の通りです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル 3 から の振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有する 資産に関連する 未実現の損益 (百万円)
投資	26, 946	27	491	△6, 720	0	20,744	3, 105
デリバティブ (相殺後)	77	555	0	△581	Δ1	50	57
合計	27, 023	582	491	△7, 301	Δ1	20,794	3, 162

(前連結会計年度末)

区分	期首残高	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル 3 から の振替 (百万円)	期末残高	期末で保有する 資産に関連する 未実現の損益 (百万円)
投資	62, 700	△13, 207	△3, 395	△19, 152		26,946	△8, 773
デリバティブ (相殺後)	46	59	△46	18		77	77
合計	62, 746	△13, 148	△3, 441	△19, 134		27,023	△8, 696

⁽注) レベル3のデリバティブについては、開示上の目的から相殺して表示しております。

投資についての損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについての損益は、連結損益計算書の「収益」及び「収益に係る原価」に含まれています。

非継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における非継続的に公正価値で評価された資産・負債の内訳は、以下の通りです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	公正価値 評価額	レベル 1	レベル 2	レベル3	損益
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
投資	2, 215	1, 141	22	1, 052	△2, 037

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額1,141百万円及び原価法投資に対する評価額1,052百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損508百万円及び原価法投資に対する減損1,516百万円が含まれています。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額	レベル 1	レベル 2	レベル 3	損益
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
投資	96, 285	81, 101	904	14, 280	△80, 689

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額81,101百万円及び原価法投資に対する評価額 15,184百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損61,221百万円及び原価法 投資に対する減損19,444百万円が含まれています。

投資については、一時的でない価値の下落により非継続的に公正価値で測定しております。レベル1の投資は、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル3の投資は、投資先の純資産や割引将来キャッシュ・フロー法に使用する見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットにより評価しております。

6. 金融商品の公正価値

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っております。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っております。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しております。取引先の債務不履行時に生じる金融商品の信用リスクは、信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しております。また、連結会社は、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しております。

金融商品の見積公正価値は、利用可能な市場情報又は評価手法に基づき算定しております。ただし、市場データから公正価値を導き出すには主観的な判断が必要とされることから、見積額は必ずしも実現される額ではなく、また実際の市場での交換価値を示すものでもありません。また、異なった前提条件や算出方法を使用して公正価値を算出した場合には、算出結果が大きく異なることもあります。

金融商品の見積公正価値の算定にあたり使用した算定方法及び前提条件は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債

現金及び現金同等物に含まれている預金時から3ヶ月以内に満期が到来する定期預金、定期預金、営業債権債務及び短期借入金は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券-債券の公正価値の算定方法は、注記5をご参照下さい。

短期運用資産及びその他の投資

「短期運用資産」及び「その他の投資」に含まれる市場性のある投資の公正価値は、注記5に記載の方法に基づき 算定しております。市場性の無い投資は、容易に価値を算定できない約1,000件に及ぶ取引先に対する小口の投資で あるため、その公正価値を見積もることは実務上困難です。ただし、市場性のない投資のうち、公正価値が下落した と評価され、その下落が一時的ではないと判断された場合は、注記5に記載の方法に基づき公正価値を算定しており ます。

長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権

これらの金融商品の公正価値は、内包するリスクに見合う利率を適用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

<u>デリバティブ</u>

デリバティブの公正価値は、注記5に記載の方法に基づき算定しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、基準書第107号「金融商品の公正価値の開示」に基づく金融商品の帳簿価額及び見積公正価値は以下のとおりです。したがって、金融商品として分類されないものに関しては表に含めておりません。なお、デリバティブの公正価値は、注記4に記載しておりますので、下記の表上には含めておりません。

当第1四半期連結会計期間末	帳簿価額(百万円)	公正価値(百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	3, 737, 619	3, 737, 619
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1, 259, 077	1, 259, 077
公正価値の見積が実務上困難なもの	556, 525	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に 対する債権(貸倒引当金控除後)	423, 756	395, 979
金融負債		
短期金融負債	2, 770, 177	2, 770, 177
長期債務		
(1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	3, 995, 358	3, 974, 124

前連結会計年度末	帳簿価額(百万円)	公正価値(百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	4, 139, 018	4, 139, 018
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1, 039, 869	1, 039, 869
公正価値の見積が実務上困難なもの	543, 553	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に 対する債権(貸倒引当金控除後)	410, 042	394, 597
金融負債		
短期金融負債	3, 202, 717	3, 202, 717
長期債務		
(1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	4, 100, 803	4, 034, 045

7. 年金及び退職給付債務

当第1四半期連結累計期間における連結会社の年金制度及び退職一時金制度に係る期間純年金費用は以下の通りです。

	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
勤務費用	2, 495
利息費用	2, 751
年金資産の期待運用収益	△1,077
数理計算上の差異の償却費用	2, 594
過去勤務債務の償却費用	125
清算損失	495
期間純年金費用	7, 383

8. 株主資本及び非支配持分

当第1四半期連結会計期間における、連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本の部合計の帳簿価額の変動は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	株主資本	非支配持分	資本の部合計
前連結会計年度末残高	2, 383, 387	305, 157	2, 688, 544
三菱商事㈱株主への配当	△26, 290	0	△26, 290
非支配持分への配当	0	△8, 294	△8, 294
ストックオプション行使に伴う新株発行	74	0	74
ストックオプション発行に伴う報酬費用	343	0	343
非支配持分との資本取引およびその他	$\triangle 2$	△7, 137	△7, 139
包括損益			
四半期純利益	67, 810	△309	67, 501
その他の包括損益-税効果後			
未実現有価証券評価益期中変動額	135, 085	5, 232	140, 317
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	32, 835	39	32, 874
確定給付年金調整額期中変動額	402	32	434
為替換算調整勘定期中変動額	114, 447	5, 051	119, 498
四半期包括利益	350, 579	10, 045	360, 624
自己株式-取得(純額)	$\triangle 4$	0	△4
当第1四半期連結会計期間末残高	2, 708, 087	299, 771	3, 007, 858

9. 1株当たり利益

当社に帰属する1株当たり利益及び潜在株式調整後1株当たり利益の調整計算は以下の通りです。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
分子(百万円) 継続事業四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)	137, 111	67, 810
希薄化効果のある証券の影響: 円建新株予約権付社債	△6	-
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 継続事業四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)	137, 105	67, 810
非継続事業に係る損益(税効果後)	74	_
四半期純利益 (三菱商事㈱に帰属) 希薄化効果のある証券の影響:	137, 185	67, 810
円建新株予約権付社債	△6	_
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 四半期純利益 (三菱商事㈱に帰属)	137, 179	67, 810
 分母 (千株)		
加重平均普通株式数	1, 641, 680	1, 642, 921
希薄化効果のある証券の影響:		
ストックオプション	3, 465	2, 033
円建新株予約権付社債	1, 568	804
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1, 646, 713	1, 645, 758

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
1株当たり利益 (三菱商事㈱に帰属)		
継続事業四半期純利益(三菱商事㈱に帰属)		
基本的	83. 52	41. 27
潜在株式調整後	83. 26	41. 20
非継続事業に係る損益(税効果後)		
基本的	0. 04	_
潜在株式調整後	0. 04	_
四半期純利益 (三菱商事㈱に帰属)		
基本的	83. 56	41. 27
潜在株式調整後	83. 31	41. 20

10. セグメント情報

【オペレーティング・セグメント情報】

基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」では、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しております。オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の6グループにより構成されております。

新産業金融事業: アセットマネジメント、バイアウト、リース、REIT、不動産投資、建設・不動産開発や物流、

保険などの各種事業分野で、商社型産業金融ビジネスを展開しております。

エネルギー事業: 石油・ガスのプロジェクト開発及び投資を担う他、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品等の

取引業務に携わっております。

金属: 主に鉄鋼、アルミ、銅といった金属及び非鉄金属等の資源開発、製造、マーケティング、取引

業務に携わっております。

機械: 電力、船舶、自動車、プラント、量販機械、輸送機械等の多岐にわたる事業分野において、プ

ロジェクトへの投資・参画及び取引業務に携わっております。

化学品: 化学品関連プロジェクトの発掘や投資を担う他、化学合成繊維の原料となる基礎化学製品や、

石油化学製品、無機化学品、化学肥料、スペシャリティケミカルなどの取引業務に携わってお

ります。

生活産業: 食料、繊維、木材及び資材に関わる事業分野において、投資及び取引業務に携わっており、ま

た医療周辺分野やメディアを通じた各種サービスを提供しています。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2 「重要な会計方針の要約」に記載の通りです。なお、一部項目については、マネージメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当期純利益(三菱商事㈱に帰属)を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っております。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れております。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

前第1四半期累計期間及び当第1四半期連結累計期間における連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下の通りです。

前第1四半期連結累計期間 (百万円)	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
I 収益、売上総利益、										
持分法損益及び四半期純利益										
収益	27,053	478, 902	302, 802	162, 366	285, 116	427, 861	1,684,100	11,950	△5,041	1,691,009
売上総利益	12,034	27, 726	98, 792	47,011	28, 908	117, 104	331, 575	6,861	△2, 155	336, 281
持分法損益	741	14, 296	5,911	4, 148	3,916	5, 121	34, 133	406	△632	33, 907
四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属)	1, 134	29, 545	54, 459	16, 049	11, 162	9, 109	121, 458	11, 734	3, 993	137, 185
Ⅱ 総資産										
総資産	885,976	1, 952, 381	3, 733, 901	2, 348, 140	869, 504	2, 351, 752	12, 141, 654	1, 341, 904	△884, 534	12, 599, 024
関連会社に対する投資	124, 589	232, 336	128, 950	234, 374	105, 765	317, 379	1, 143, 393	6,652	444	1, 150, 489
	1									
売上高 (1)外部顧客に対する売上高	45, 446	1, 508, 452	1, 536, 248	960, 338	670, 693	1, 479, 681	6, 200, 858	43, 708	△677	6, 243, 889
(2)セグメント間の内部売上高	7, 739	2, 762	2, 389	1, 339	1,569	3, 110	18, 908	7, 383	△26, 291	=
合計	53, 185	1,511,214	1, 538, 637	961,677	672, 262	1, 482, 791	6, 219, 766	51,091	△26, 968	6, 243, 889
	,									
当第1四半期連結累計期間 (百万円)	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
			金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
(百万円) I 収益、売上総利益、			金属 177, 199	機械	化学品	生活産業 359,539	습計 1,074,162	その他 5,518	調整・消去 △100	連結金額 1,079,580
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益	事業	事業								
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益	事業 21,833	事業 231, 369	177, 199	123, 438	160, 784	359, 539	1, 074, 162	5, 518	△100	1, 079, 580
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益	事業 21,833 11,480	事業 231, 369 8, 289	177, 199 70, 678	123, 438 37, 779	160, 784 20, 633	359, 539 105, 973	1, 074, 162 254, 832	5, 518 2, 164	△100 △100	1, 079, 580 256, 896
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益	事業 21,833 11,480 △977	事業 231, 369 8, 289 12, 913	177, 199 70, 678 △163	123, 438 37, 779 5, 799	160, 784 20, 633 10, 348	359, 539 105, 973 2, 786	1, 074, 162 254, 832 30, 706	5, 518 2, 164 13	△100 △100	1, 079, 580 256, 896 30, 725
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属)	事業 21,833 11,480 △977	事業 231, 369 8, 289 12, 913	177, 199 70, 678 △163	123, 438 37, 779 5, 799	160, 784 20, 633 10, 348	359, 539 105, 973 2, 786	1, 074, 162 254, 832 30, 706	5, 518 2, 164 13	△100 △100	1, 079, 580 256, 896 30, 725
(百万円) 1 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属) II 総資産	事業 21,833 11,480 △977 △3,409	事業 231, 369 8, 289 12, 913 20, 477	177, 199 70, 678 △163 27, 754	123, 438 37, 779 5, 799 9, 867	160, 784 20, 633 10, 348 14, 932	359, 539 105, 973 2, 786 3, 091	1, 074, 162 254, 832 30, 706 72, 712	5, 518 2, 164 13 △6, 356	△100 △100 6 1,454	1, 079, 580 256, 896 30, 725 67, 810
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属) II 総資産 総資産 関連会社に対する投資	事業 21,833 11,480 △977 △3,409	事業 231, 369 8, 289 12, 913 20, 477 1, 392, 518	$177, 199$ $70, 678$ $\triangle 163$ $27, 754$ $2, 766, 675$	123, 438 37, 779 5, 799 9, 867 2, 010, 566	160, 784 20, 633 10, 348 14, 932	359, 539 105, 973 2, 786 3, 091 2, 170, 246	1, 074, 162 254, 832 30, 706 72, 712 9, 839, 989	5,518 2,164 13 △6,356	$\triangle 100$ $\triangle 100$ 6 1, 454 $\triangle 1, 036, 332$	1,079,580 256,896 30,725 67,810
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属) II 総資産 総資産	事業 21,833 11,480 △977 △3,409	事業 231, 369 8, 289 12, 913 20, 477 1, 392, 518	$177, 199$ $70, 678$ $\triangle 163$ $27, 754$ $2, 766, 675$	123, 438 37, 779 5, 799 9, 867 2, 010, 566	160, 784 20, 633 10, 348 14, 932	359, 539 105, 973 2, 786 3, 091 2, 170, 246	1, 074, 162 254, 832 30, 706 72, 712 9, 839, 989	5,518 2,164 13 △6,356	$\triangle 100$ $\triangle 100$ 6 1, 454 $\triangle 1, 036, 332$	1,079,580 256,896 30,725 67,810
(百万円) I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益 収益 売上総利益 持分法損益 四半期純利益 (三菱商事(株)に帰属) II 総資産 総資産 関連会社に対する投資	事業 21,833 11,480 △977 △3,409 851,528 100,098	事業 231, 369 8, 289 12, 913 20, 477 1, 392, 518 221, 758	177, 199 70, 678 △163 27, 754 2, 766, 675 135, 404	123, 438 37, 779 5, 799 9, 867 2, 010, 566 213, 470	160, 784 20, 633 10, 348 14, 932 648, 456 109, 475	359, 539 105, 973 2, 786 3, 091 2, 170, 246 321, 070	1, 074, 162 254, 832 30, 706 72, 712 9, 839, 989 1, 101, 275	5,518 2,164 13 △6,356 1,877,854 6,056	$\triangle 100$ $\triangle 100$ 6 1,454 $\triangle 1,036,332$ 470	1, 079, 580 256, 896 30, 725 67, 810 10, 681, 511 1, 107, 801

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援などを行うコーポレート部門を表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、それぞれ1,341,904百万円及び1,877,854百万円であり、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
 - 2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。
 - 3. 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。 (注記1「第1四半期連結財務諸表の基本事項」参照)
 - 4. 基準書第144号に基づく、非継続事業に係る損益(税効果後)への組み替えは「調整・消去」に含めております。

5. 当社は平成21年4月1日付で「イノベーション事業グループ」の全事業をその他関係グループ(「生活産業」、「その他」)へ移管し、また、化学品グループの一部事業を機械グループへ移管した為、関連する各々のグループの前年同四半期について組替再表示を行っております。

【地域別情報】

地域別の売上高は、収益の発生原因となる資産の所在する地域により区分しております。前第1四半期連結累計期間 及び当第1四半期連結累計期間における売上高、売上総利益及び長期性資産は以下の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
売上高		
日本	4, 939, 047	3, 286, 172
アメリカ	459, 682	186, 569
オーストラリア	137, 579	108, 239
その他	707, 581	389, 635
合計	6, 243, 889	3, 970, 615
 売上総利益		
日本	206, 059	166, 023
オーストラリア	45, 733	43, 787
アメリカ	17, 067	11, 801
その他	67, 422	35, 285
合計	336, 281	256, 896
 長期性資産		
日本	721, 429	701, 183
オーストラリア	347, 777	397, 507
アメリカ	158, 615	131, 981
カナダ	69, 049	53, 898
その他	244, 074	292, 317
合計	1, 540, 944	1, 576, 886

(注) 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお、「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。 (注記1「第1四半期連結財務諸表の基本事項」参照。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、連結会社のいずれのセグメントにおいても、単一顧客として連結収益の10%を超過する取引先はありません。

11. 変動持分事業体の連結

解釈指針第46号(平成15年改訂)「変動持分事業体の連結」に従い、連結会社は、変動持分事業体に対する関与を検討し、連結会社が当該変動持分事業体から生じる期待損失の過半を負担する場合、連結会社は当該変動持分事業体からの主たる受益者に該当するものと判定しております。また、期待損失の過半を負担する当事者がいない場合でも、連結会社が期待残余利益の過半を享受するときには、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者であると判定しております。

なお、連結会社が主たる受益者であることから連結した変動持分事業体に関する情報、及び連結会社が主たる受益者ではないことから連結を行わなかったものの、重要な変動持分を有している事業体に関する内容は以下のとおりです。

連結した変動持分事業体

連結会社は、変動持分事業体を通じて、主として不動産開発事業に従事しております。不動産開発により付加価値をつけた上で将来的に不動産売却することを目的として、変動持分事業体経由で不動産あるいは不動産の権益を取得しております。

これらの不動産関連取引において変動持分事業体を使用することにより、第三者によるノン・リコースローンを組成し、当該不動産取引にかかる連結会社のリスクを限定しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、これらの変動持分事業体に対する議決権の無い持分投資額はそれぞれ81,207百万円及び81,630百万円であり、また、これらの事業体の総資産はそれぞれ172,446百万円及び134,819百万円、負債はそれぞれ170,058百万円及び131,568百万円です。資産のうち主なものは有形固定資産であり、負債のうち主なものは長期借入金です。

連結されなかった変動持分事業体

連結会社が主たる受益者ではなく、連結をしていない変動持分事業体についても、投資、保証、又は貸付という形態により重要な変動持分を保有しているものがあります。これらの変動持分事業体は様々な活動を行っており、代表的なものとして、2000年代に設立し、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンスを遂行するための事業体があります。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の総資産及び負債、また連結会社がこれらの変動持分事業体への関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報を用いております。資産のうち主なものは有形固定資産であり、負債のうち主なものは長期借入金です。

	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
総資産合計	402, 133	386, 246
負債合計	366, 475	351, 569
想定最大損失額	70, 288	74, 335

想定最大損失額には、主として保証、貸付等が含まれておりますが、その金額は変動持分事業体への関与から通常見込まれる損失見込額とは関係なく、通常、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

12. 偶発債務

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっています。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状(Stand by letter of credit)や取引履行保証の形態により、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、顧客や取引先に対して、それぞれ272,209百万円及び275,058百万円、関連会社に対して、それぞれ52,792百万円及び52,124百万円の信用保証を行なっております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成46年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は関連会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、再保証又は担保資産等により担保されている残高の合計額は、それぞれ35,811百万円及び32,020百万円です。また、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ6,065百万円及び6,124百万円です。当第1四半期連結会計期間末において、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、大方は発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における製品保証引当金の推移は次の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	3, 784	3, 572
当期増加	318	283
当期使用	△145	△362
その他(注)	$\triangle 42$	△7
期末残高	3, 915	3, 486

(注) その他には、主に為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が 債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えておりま す。

13. 後発事象

基準書第165号に基づき、貸借対照表日後、四半期報告書の提出日である平成21年8月14日までに発生した後発事象を評価しております。

ストックオプション

平成21年7月17日開催の取締役会において、普通株式11,024株を上限として平成21年8月4日から平成51年6月24日を権利行使期間、行使価格を1円とした株式報酬型ストックオプションを、当社取締役、執行役員及び理事に対して割当てることにつき決議いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュ一報告書

平成21年8月14日

三菱商事株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡辺 政	宏印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下江 修	行 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 峯 敬	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古内 和	明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る組替後四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照)に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記事項2. (29) に記載の通り、平成21年4月1日以後開始する四半期連結会計期間から米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」が適用されているため、会社はこの会計基準により第1四半期連結累計期間の組替後四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

三菱商事株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 <u>業務執行社員</u>	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照)に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記事項2. (29) に記載の通り、平成21年4月1日以後開始する四半期連結会計期間から米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」が適用されているため、会社はこの会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

 【提出日】
 平成21年8月14日

 【会社名】
 三菱商事株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 小島 順彦

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 常務執行役員 上田 良一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 中部支社

(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

関西支社

(大阪市北区梅田二丁目2番22号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 小島順彦及び当社最高財務責任者 上田良一は、当社の平成21年度第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。